

## 禁煙外来について

医療センターでは平成 23 年 1 月から、健康保険適用により禁煙外来をはじめます。

禁煙外来は予約制であり、毎週火曜日 PM2 時~4 時が診察時間

1 月 4 日から予約受付開始、1 月 18 日から診察を開始

医療センターでは、内服薬（チャンピックス）を禁煙補助薬として使用します。

健康保険適用条件

- ① 直ちに禁煙しようと考えていること
- ② ニコチン依存症のスクリーニングテストにおいて一定点数（5 点）を超えていること
- ③ ブリンクマン指数（1 日喫煙本数×喫煙年数）が 200 以上であること
- ④ 禁煙治療を受けることを文書により同意していること

禁煙外来のながれ

初回診察・・・喫煙状況の問診、スクリーニングによる評価、呼気一酸化炭素濃度測定器により呼気中の一酸化炭素濃度の測定

2 回目以降の診察・・・禁煙状況の問診、呼気一酸化炭素濃度測定器により呼気中の一酸化炭素濃度の測定、主治医からの禁煙に対するアドバイス

注意事項

禁煙外来については、初回診察から 2 週間後、4 週間後、8 週間後、12 週間後の計 5 回続けて受診をする必要がある。

ただし、途中で診療を中止した場合は、初回診察から 1 年が経過しないと健康保険適用されない。

医療センターでは禁煙外来に伴い、敷地内全面禁煙となっています。ご協力をお願いします。